家庭系ごみの「ふれあい収集」実施要綱

(目的)

- 第1条 本市のごみ収集は、原則として屋外の一定の場所に持ち出された物を収集することを基本としているが、高齢者・障がい者等への対応に向けた市民サービスの観点から、当局の職員によりごみを持ち出す「ふれあい収集」を行う。 (対象)
- 第2条 「ふれあい収集」の対象は、以下のいずれかに該当し、身近な人などの協力が困難で、自ら一定の場所までごみを持ち出すことができない場合とする。
 - (1) 高齢者
 - ア 65歳以上の一人暮らしの方
 - イ 65歳以上の高齢者の方で、同居する家族がいる場合についても、同居 する者が、ごみを一定の場所まで持ち出すことができない方
 - (2) 障がい者
 - ア 一人暮らしの方
 - イ 障がい者に同居する家族がいる場合についても、同居者が、ごみを一定 の場所まで持ち出すことができない方

(申込受付手続き及び申込者との調整)

第3条

- (1)「ふれあい収集」の申込受付手続きは、管轄の生活環境事業所とする。
- (2)生活環境事業所は、申込者にこの制度について説明したうえ、「ふれあい収集」の基準に該当する場合は収集現場の状況調査を行い、持ち出し方法等について調整し、収集台帳を作成する。
- (3) 生活環境事業所は、収集台帳に基づき、連絡整理表を作成のうえ、収集担当者と十分調整を行う。

(実施方法)

- 第4条 「ふれあい収集」の対象者について、次によりごみの持ち出し収集を行う。
 - (1) 普通ごみ・資源物
 - ア 車両が通行可能な地域については、対象者宅の玄関先等から収集する。
 - イ 車両の通行が困難な狭隘地域等については、対象者宅の玄関先等に出されたごみを持ち出し収集する。
- ウ 集合住宅等については、対象者宅の階段下から収集する。
- (2) 粗大ごみ
 - ア 対象者宅の屋内外からごみを持ち出して収集する。
 - イ 集合住宅で、対象者が屋内外から持ち出すことができる場合については、 対象者宅の玄関先等から収集する。

(その他)

第5条

- (1)以下の排出物については原則として、「ふれあい収集」の対象としない。
 - ア 有害物質などの処理困難物、危険物
 - イ 長尺物 (2m以上)、大容積物 (1 m以上)、重量物 (100 kg以上)
 - ウ 出入口から持ち出せない物
 - エ 取り外し工事や解体作業が必要な物
 - オ 家の増改築に伴う建築廃材
 - カ 片付けや引越し等により、一度に多量に排出される物
- (2) 作業上の事故については原則として、賠償責任を負わないこととする。

附 則

この要綱は平成12年4月1日から施行する。

附則

この要綱は平成18年12月6日から施行する。

附則

この要綱は平成23年6月28日から施行する。

附則

この要綱は平成27年4月1日から施行する。